

## 防災に関する長岡市の取り組み等について

## 1 自主防災活動を支援します。

市は、市民の防災活動を支援しています。支援の内容は、平成31年4月10日付け自主防災活動の支援制度の活用について（お知らせ）に添付の「平成31年度自主防災活動支援ガイド」をご確認ください。

## 主な支援内容

## 【防災教育】

- 市政出前講座、専門講師の派遣

## 【自主防災会の設立】

- 相談窓口（防災よろず相談）の開設
- 防災資機材の購入・整備を補助

## 【自主防災会活動の支援】

- 自主防災会が実施した防災活動に報償金を交付
- 地域防災活動の課題解決に向けた取り組みにアドバイザーを派遣

## 【地域防災活動の支援】

- 相談窓口（防災よろず相談）の開設【再掲】

## 2 長岡市総合防災訓練にご参加ください。

長岡市総合防災訓練では、全市域の地区防災センターを対象に情報伝達、避難訓練を実施します。

市総合防災訓練の実施日に合わせて、地域の防災活動を計画するなど、この機会を有効にご活用ください。（自主防災会活動報償金の交付対象です。）

また、主会場には、訓練の視察・体験のほか、防災活動に関する相談窓口を設けます。主会場にお越しいただき、地域での活動の参考にしてください。

## 長岡市総合防災訓練実施概要（予定）

- |       |  |
|-------|--|
| 1 期 日 | 令和元年10月20日（日曜日）  |
| 2 主会場 | 長岡市市民体育館（学校町1丁目2番1号）   |
| 3 内 容 | <b>【全市域】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報伝達、避難訓練（任意）</li></ul> <b>【主会場】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・防災教育プログラム（公開）</li><li>・防災活動相談会</li></ul> |

※ 後日、開催についてご案内の文書を送付します。

### 3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施は法的義務です。

平成29年6月19日の改正水防法及び土砂災害防止法の施行に伴い、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の所有者または管理者に避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

市からは、平成29年6月30日付け水防法等の一部改正に伴う避難確保計画の作成等について（通知）により、避難確保計画の作成と避難訓練の実施についてお願いしているところです。

未作成の施設におかれましては、避難確保計画を作成のうえ、計画に基づいた避難訓練を実施してください。

また、避難確保計画を作成済みで、計画に基づいた避難訓練が未実施の施設におかれましては、必ず避難訓練を実施してください。

避難確保計画の作成等に関するお問い合わせは、担当までご連絡ください。

担当 長岡市危機管理防災本部  
電 話 39-2262  
F A X 39-2283  
mail: bousai@city.nagaoka.lg.jp